

調達要求番号：6NB11AC0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	491028509695	仕 様 書 番 号
外注整備診断作業	108全支大-ZA00001	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和6年6月18日
	変 更	令和7年10月31日
	作成部隊等名	第108全般支援大隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する装備品等の外注整備診断作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) [防装庁(事)第137号(令和4年3月31日)]

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1にする。

2.2 整備対象品

整備診断作業対象品は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2b)に示す“修理”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、次とし、その適用区分は調達要領指定書によって指定する。

a) 診断作業方式

b) 整備作業方式

2.5 整備作業内容

整備作業内容は、次による。

a) 診断作業方式は、表1による。

b) 整備作業方式は、表2による。

2.6 修理基準

修理基準は、GLT-CG-Z500002の2.5のa), b)及びd)によるものとし、修理基準表を作成する場合の作成要領は、GLT-CG-Z500002の附属書Dによる。

2.7 整備実施場所

整備実施場所は契約相手方の整備工場とし、その他の場所で実施する場合については、調達要領指定書によって指定する。

2.8 部品・副資材

部品・副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9によるほか、官給する場合は調達要領指定書

によって指定する。

2.9 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10によるものとし、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、C塗装とする。

2.10 外観・機能・性能

外観・機能及び性能は、GLT-CG-Z500002の2.12によるほか、その他の欠陥があつてはならない。

2.11 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

2.12 整備作業の中止

整備作業の中止については、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、修理基準によるほか、GLT-CG-Z500002の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z500002の箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.1による。

5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

なお、診断作業方式の場合は、診断内容等及び必要部品等を記載した整備診断明細書を、診断作業終了後速やかに提出するものとする。

5.3 保証期間に関する書類

保証期間に関する書類は、調達要領指定書又は契約に際し、別に定める場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.4.2による。

5.4 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.5による。

5.5 整備品の引渡し及び輸送

整備品の引渡し及び輸送に関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

6 秘密保全など

6.1 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

6.2 整備実施場所などへの立入りなど

整備実施場所などへの立入りなどは、GLT-CG-Z500002の6.2による。

6.3 保護すべき情報など

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理する。ただし、保護すべき情報がある場合は、調達要領指定書によって指示する。

6.4 駐屯地等への出入り

契約の相手方の駐屯地等への出入りについては、当該駐屯地等の定めるところによる。

7 その他

7.1 官側の支援

官側の支援については、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の7.3による。

7.2 支援の要請

支援の要請については、GLT-CG-Z500002の7.4による。

7.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1－診断作業表

区分	工 程 名	作 業 内 容	注 記
診 断 作 業	1 入場点検	入場品の外観状態及び機能を点検する。	－
	2 分解	入場品を点検計測が可能な構成単位に分解する。	プリント基板などは分解しない。
	3 洗浄・清掃	スチーム、圧縮空気、洗油などにより洗浄し、付着している泥土、油脂などを除去し、清掃する。	－
	4 点検計測	目視、感応、測定機器、器具などにより、摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。この場合、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	点検計測を行う場合に必要な清掃、手入れ、調整などを含む。 なお、点検計測は、主要部品から優先して行う。
	5 部品組立て	工程 2 で分解した部品の組立て	－
	6 包装等	簡条 4 による。	－
	7 見積書作成	見積書の作成・提出	－
注 見積書とは、診断作業において、契約の相手方が作成し、じ後の整備のための見積を記載した書類をいう。			

表 2－整備作業表

区分	工 程 名	作 業 内 容	注 記
整 備 作 業	1 入場点検	入場品の外観状態を点検する。	－
	2 分解	見積書をもとにした修理作業のための必要箇所の分解	
	3 修理	1 見積書をもとにした修理作業 2 修正作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防震、固定などの処置を施す。	フレーム、シャーシ等のへこみ、打こん、まくれ、曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
	4 部品組立て	分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	5 機能・性能試験	3.1 による。	－
	6 塗装・防錆処置	2.9 による。	－
	7 整備品の表示	2.11 による。	－
	8 完成検査・包装等	完成検査は 3.2 による。 なお、包装等は、簡条 4 による。	－
注 見積書とは、診断作業において、契約の相手方が作成し、じ後の整備のための見積を記載した書類をいう。			

表 3－提出書類

番号	書 類 名	部 数 (標準)
1	各種試験成績書	1
2	返品書・材料使用明細書（官給品がある場合）	各 3
3	納品書・検査調書	各 3
4	見積書（診断作業の場合）	1

調達要領指定書		発 簡 番 号			
		調 達 要 求 番 号		6NB11AC0001	
		調 達 要 求 年 月 日		令和8年8月26日	
		作 成 部 課		第108全般支援大隊	
		作 成 年 月 日		令和8年8月26日	
品 名		大型車両整備用オートリフト（24～26t）			
仕 様 書 番 号		108全支大-ZA00001			
指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。					
2.2 整備対象品					
番 号	品 名	型 式	器材番号	数 量	概 要
1	大型車両整備用オート リフト（24～26 t）	WSL-PSFU240	V5F0083	1	外注整備
2.4 整備の作業方式					
整備作業方式					
2.7 整備実施場所					
整備実施場所は、仙台駐屯地第108全般支援大隊車両整備工場を基準とし、場合により、契約相手方整備工場とする。					
5.5 整備品の引渡し及び輸送					
第108全般支援大隊車両整備工場にて引渡し、現地整備のため輸送は発生しない。場合により、契約相手方整備工場へ搬入する際は契約相手方が輸送を担任する。					